平成２３年（フ）第１３１号
三重県志摩市阿児町安乗188番地１
破産者　森下　吉之
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
山口県下関市長府扇町８番46号
破産者　住吉重工業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
山口県下関市稗田中町12番12号
破産者　株式会社オカモト建装
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1469番地３
破産者　西日本型枠リース株式会社
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
熊本県八代市千丁町太牟田2466番地３
破産者　株式会社マミードルチェ
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７３号
熊本県水俣市大黒町１丁目３番22号
破産者　株式会社太陽技研工業
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２５９号
宮崎県延岡市大武町39番地７
破産者　株式会社旭鐵工所
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７０５号
札幌市豊平区美園４条５丁目２番６号　サニーハウス美園１号
破産者　山本　英次
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７２号
札幌市東区北10条東11丁目１番20―103号
破産者　矢作　朱美
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４０号
仙台市若林区荒井字揚戸23番地の25　ハイツアガト101
破産者　三浦　克広
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
仙台市青葉区本町２丁目12番25―303号
破産者　鈴木　良久
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４５号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目20番１―107号　茅ヶ崎ニューライフ
破産者　佐野　正光
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９０号
横浜市磯子区丸山２丁目14番３号　白梅マンション202号
破産者　平野　直美（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１号
横浜市旭区本村町35番地２　ハイツ内田Ｂ202
破産者　石田　善嗣
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５０号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
破産者　下澤　秋光
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５１号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
破産者　下澤紀美子
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５２号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
破産者　下沢　裕吾
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０号
神奈川県横須賀市阿部倉25番12号　シエースタ阿部倉201
破産者　原　　洋子
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７１号
福井市上東郷町第22号17番地
破産者　平本唯美子
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
福井県越前市小松２丁目８番14号
破産者　酒井　昌宏
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係